

## ☆ 漏水にかかる料金減免制度について ☆

### 漏水減免制度の趣旨

お客様（家主様）所有の配管より流出した水道水の料金は、例え漏水によるものであっても、使用者の方へ請求させていただくことが原則となっています。ただし、配管の老朽化等による自然漏水に関しては、料金が減免となる場合があります。これは、早期に修繕をしていただくことにより、貴重な水道水の保全に協力していただくことを目的としています。（そのため、蛇口の閉め忘れ等お客様の不注意による場合は、減免の対象となりません。）

### 減免の対象となりうる期間

料金が減免されるのは、最大で2期分（検針及び料金の請求は2ヶ月に1度のため、使用期間でいう4ヶ月分）までとなっています。

これは、減免制度の目的が、漏水の早期発見・早期修繕の励行であるためです。（漏水を認知していたにもかかわらず放置されていた場合や、修繕しても速やかな申請がなされなかった場合は、減免の対象となりません。）

### 減免される金額

上水道については、前年度の使用量等をもとに、漏水していたと推定される量を半減した上で料金を再計算します。そのため、漏水による水道料金の一部はご負担いただきます。ただし、漏水量があまりに大量である場合は、それ以上に減額される場合があります。また、減免後の料金が推定される使用量料金の3倍を超える場合は、それを上限として請求させていただきます。

下水道については、漏水箇所により上水道と同等の減免のほか、下水道への流入が無いと認められる場合は、推定される使用量料金と同額にまで減額される場合があります。

なお、久留米市の水道料金は、使用量が多くなるほど料金単価が上昇する逡増制であるため、使用量と料金の単純な比較はできません。

（2ページの計算例を参考にご覧ください。）



### 減免されるまでの期間（審査期間）

通常は、申請から1ヶ月程度で審査を行い、その後に減免通知書を郵送にてお送りします。

ただし、修繕後の実績調査が必要な場合や、次回検針の使用量が減免の対象となる場合は、2～3ヶ月後に減免通知書をお送りします。

### 減免後の処理

減免が認定されると、減免後の料金にて料金を請求させていただく場合や、一旦お支払いしていただいた後に還付させていただく場合があります。

水道料金は、検針の翌月に料金を請求させていただいておりますので、検針翌月の初めまでにご申請いただいた場合は、その請求をお止めすることもできます。（この場合、減免後に納付書又は口座振替にて請求させていただきます。）

特に、口座振替をご利用の場合等、請求中止が間に合わない場合には、引き落とし後にご指定の口座へ還付金を入金させていただきます。

なお、減免の申請をされていたにもかかわらず、行き違い等により、減免前の金額での通知書（請求書）等が届いた場合は、破棄していただいてもかまいません。減免の前後がお分かりにならない場合、下記お問合せ先まで確認していただきますようお願いいたします。

### 漏水修繕後もお気を付けください

老朽化した配管の場合、1ヶ所を修繕しても、他の場所からの漏水が新たに生じる場合があります。減免後3年間は、同じ給水用具が原因の漏水は減免できませんので、日頃より検針票や水道メータのパイロットをご覧ください、漏水が再発していないことをご確認いただきますよう、お願いいたします。

【お問合せ】上下水道料金センター  
TEL：0942-30-8512(漏水減免担当)  
FAX：0942-30-8560

## 漏水減免の計算例

### (例1) 4人家族のお宅で、トイレタンク内のボールタップ不良で漏水していた。

口径 20 ミリ	今回使用量	水道料金	下水道料金
令和 2 年度 5 期	95 m <sup>3</sup>	19,250 円	16,830 円

前年同時期の使用量等をもとに、漏水していた量を推定します。

口径 20 ミリ	前年同時期使用量	水道料金	下水道料金
令和元年度 5 期	55 m <sup>3</sup>	9,570 円	9,086 円

「 $95 - 55 = 40$ 」で、40m<sup>3</sup> が漏水していたと推定できます。

通常の減免率は50%ですので、20m<sup>3</sup> を減量して再計算を行います。

(漏水していた量によっては、50%を超えて減量できる場合があります。)

口径 20 ミリ	認定水量	水道料金	下水道料金
減免後	75 m <sup>3</sup>	14,410 円	12,958 円

納付済みの場合は差額を還付、未納付の場合は減免後の料金で請求いたします。

### (例2) 4人家族のお宅で、床下の配管から漏水していた。

口径 20 ミリ	今回使用量	水道料金	下水道料金
令和 2 年度 5 期	150 m <sup>3</sup>	33,110 円	28,578 円

前年同時期使用量等をもとに、漏水していた量を推定します。

口径 20 ミリ	前年同時期使用量	水道料金	下水道料金
令和元年度 5 期	55 m <sup>3</sup>	9,570 円	9,086 円

「 $150 - 55 = 95$ 」で、95m<sup>3</sup> が漏水していたと推定できます。

通常の減免率は50%ですので、48m<sup>3</sup> を減量して再計算を行います。

ただし、床下配管からの漏水の場合、下水道への流入がないため、下水道料金は95m<sup>3</sup> を全量減量して再計算を行います。

口径 20 ミリ	認定水量	水道料金	下水道料金
減免後	102 m <sup>3</sup>	20,966 円	9,086 円

納付済みの場合は差額を還付、未納付の場合は減免後の料金で請求いたします。

### (例3) 1人住まいのお宅で、床下の配管から大量に漏水していた。

口径 20 ミリ	今回使用量	水道料金	下水道料金
令和 2 年度 5 期	400 m <sup>3</sup>	100,760 円	91,718 円

前年同時期使用量等をもとに、漏水していた量を推定します。

口径 20 ミリ	前年同時期使用量	水道料金	下水道料金
令和元年度 5 期	20 m <sup>3</sup>	2,640 円	2,772 円

「 $400 - 20 = 380$ 」で、380m<sup>3</sup> が漏水していたと推定できます。

通常の減免率は50%ですが、あまりに大量の漏水の場合、漏水量を差し引いた推定使用水量の料金の3倍が請求額の上限となりますので、水道料金は「 $2,640 \text{ 円} \times 3$ 」で7920円を上限として再計算を行います。床下配管からの漏水なので、下水道料金は380m<sup>3</sup> を全量減量して再計算を行います。

口径 20 ミリ	認定水量	水道料金	下水道料金
減免後	48 m <sup>3</sup>	7,876 円	2,772 円

納付済みの場合は差額を還付、未納付の場合は減免後の料金で請求いたします。